

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○お知らせ

新年挨拶

・要介護度等改善促進事業～報奨金の交付の受付を開始します！

・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

・令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

・令和6年度 訪問看護の人材確保・定着等に関する調査へのご協力をお願い

・令和6年度集団指導のお知らせ(介護保険・福祉系在宅サービス事業)

・「令和5年度 指導検査報告書」を公表しました。

・新規指定申請は原則、「電子申請・届出システム」での受付になります。

・「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項を確認ください」

・<対象事業者様向け>介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業のお

手続きについて(変更交付申請・マイページ作成)

・令和6年度介護現場におけるハラスメント対策説明会の実施について

令和7年1月1日発行 第246号

○新年挨拶

新年あけましておめでとうございます。

介護サービス事業者の皆様には、物価高騰が続く中、様々な工夫をしていただきながら、必要なサービスを継続して提供していただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

さて、令和6年度報酬改定では、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」などについて取り組むものとされました。

都においても、令和6年3月に第9期東京都高齢者保健福祉計画を策定し、「介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営」や「介護人材の確保・定着・育成対策の推進」などの重点分野において、都が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取組を進めております。

また、昨年、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が1月に施行され、12月には国において、新しい認知症観に立った、認知症施策推進基本計画が策定されました。都においても東京都認知症施策推進計画の今年度末の策定に向け、検討を進めているところです。

国に対しては、昨年11月、大都市にふさわしい介護報酬及び施設基準の見直しや、介護事業者が介護人材の確保・育成・定着を図り、事業運営を安定的に行うことができる介護報酬とすることなどを要望しました。介護保険が高齢者やその家族、事業者の実態に即した制度・サービスになるよう、今後も国に対し提案を行ってまいります。

今年も、利用者が安心して介護サービスを利用し、地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けことができるよう、介護サービス事業者及び区市町村の皆様と力を合わせ様々な取組を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東京都福祉局高齢者施策推進部長 花本 由紀

○要介護度等改善促進事業～報奨金の交付の受付を開始します！～

お知らせ

利用者の ADL(日常生活動作)及び要介護度の維持・改善に資する取組を行った事業者に対し、都独自に報奨金を支給することにより、要介護高齢者の自立支援及び重度化防止の取組を促進します。

ADL 維持等加算を算定している場合には、基礎分として 20 万円を支給し、加えて、要介護度の維持・改善が客観的に認められる場合には、加算分としてさらに 10 万円(維持)又は 20 万円(改善)を支給します。

1 対象事業所

都内で下記サービスを運営している事業所

【居宅サービス】

・通所介護

【地域密着型サービス】

・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護

・地域密着型介護老人福祉施設

【施設系介護サービス】

・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設

2 報奨金の額について

- (1) 令和6年4月1日(基準日)時点で介護報酬におけるADL維持等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定している事業所が支給対象(20万円)
- (2) 基準日から引き続き、加算判定基準日(令和7年1月1日)に在籍している利用者のうち、期間内に要介護度の区分変更・更新を行った者(ただし、要介護度が改善した結果、加算判定基準日前に退所となった者を含む。)を判定対象者とし、事業所単位で維持又は改善した場合は加算(維持10万円、改善20万円)

3 申請期間

(電子申請フォーム)令和7年1月6日(月)から令和7年1月31日(金)まで

4 問合せ先

東京都要介護度等改善促進報奨金事務局(平日9時～18時)

お問合せフォーム URL:<https://logoform.jp/form/tmgform/759505>

電話番号:0120-984-305

[事業の概要、申請方法等詳細については事務局ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。](#)

(要介護度等改善促進事業(報奨金の交付))

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/youkaigo/housyoukin>

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎**高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法**

◎**周囲の方の『高齢者見守り』のポイント**

◎**被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)**

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブの他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2024年4月1日から2025年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化スポーツ局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/kourei.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール：Tmimamori@zenso.or.jp

FAX:03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【 注意喚起情報 】

今から考えておきたい「デジタル終活」

—スマホの中の“見えない契約”で遺された家族が困らないために—

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241120_1.html

(11月20日 国民生活センターより発表)

○令和6年度 訪問看護にかかる支援策について

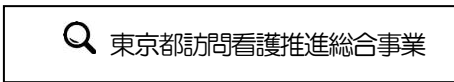
お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和6年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。


【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

(<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)



<R6年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	新たに受験する対象分野に係る教育課程の募集要項が発表された場合は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡のうえ、合格又は受講決定通知を受領後、速やかに申請してください。 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000r5a0MAA Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1月31日(金) 下記 URL より電子申請(J グランツ)にて申請ください。 https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ2000000pSPOMA2 Jグランツのホームページの「補助金を探す」からキーワード「訪問看護」で検索いただけます。
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	1次締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	訪問看護体験・研修の申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください。 9月から新たに教育ステーションとして5ステーションが追加されました。 ※詳細はホームページをご覧ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/houkankyouiku.html
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2) 看多機実務研修コース 受付終了しています。

<p>いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都立大学に委託して実施します。</p>	<p><u>2月までの研修の申し込みを開始しています。</u> ※詳細はホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/</p>
<p>訪問看護オンデマンド研修の動画公開中</p>	<p>令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひご活用ください！</p> <p>https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4qRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE</p>  <p>※本動画のリンクを、関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</p>

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5320-4216

公用携帯 03-5000-7560

○令和6年度 訪問看護の人材確保・定着等に関する調査へのご協力のお願い

東京都では、在宅療養を支える要となる訪問看護の人材確保・定着・育成状況等の実態や課題を把握し、今後の訪問看護推進策を検討するため、都内すべての訪問看護ステーションに調査を実施することとなりました。

お忙しいところ恐縮ですが、ぜひご回答くださいますようお願い申し上げます。

<令和6年度訪問看護の人材確保・定着等に関する調査>

対象 : 都内すべての訪問看護ステーション

調査票について : 12月中に訪問看護ステーション宛に郵送にてお送りしております。

回答方法 : 郵送しました案内文に記載してあるホームページからお願いいたします。

回答期限 : 1月19日(日)まで

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL 03-5320-4216

公用携帯 03-5000-7560

○令和6年度集団指導のお知らせ(介護保険・福祉系在宅サービス事業)

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、福祉系在宅サービス事業所に対して集団指導を実施します。詳細は、受講期間開始直前にメールにて送付する通知をご覧ください。原則として指導検査業務システム(事業者ポータル)を利用し、受講期間内に動画を視聴して受講確認アンケートに回答していただく方法で受講していただきます。

【受講期間】

令和7年1月15日(水)から2月17日(月)まで

【対象事業所】

- ・指定訪問介護事業所
- ・指定通所介護事業所(地域密着型通所介護は除く)
- ・指定短期入所生活介護事業所(介護予防を含む)
- ・指定福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所(いずれも介護予防を含む)
 - ※ 特別養護老人ホーム等に併設・隣接(同一敷地内)している事業所を含む。
 - ※ 八王子市に所在する事業所は除く。

【指導第一課のホームページ】

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/syudanshiryo>

【問い合わせ先】

<集団指導の内容に関する事>

東京都福祉局 指導監査部 指導第一課 在宅サービス検査担当

電話 03-5320-4290(直通)

メールアドレス S1140302@section.metro.tokyo.jp

※メールによる問合せの場合は、件名に「集団指導問合せ」及び「事業所名(サービス種別)」を入れてください

<指導検査業務システムの操作に関する事>

事業者ポータル専用ヘルプデスク

電話 03-6387-2624

<指導検査業務システムへの登録(メールアドレスの変更)に関する事>

東京都福祉局 指導監査部 指導調整課 指導調整担当

電話 03-5320-4051

受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日を除く)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時45分まで

○「令和5年度 指導検査報告書」を公表しました。

この度、社会福祉施設・事業者等及び保険医療機関等に対する令和5年度の指導検査結果をとりまとめ、下記福祉局ホームページに掲載しました。

福祉局指導監査部及び保健医療局保健政策部国民健康保険課が連携し、都民の皆様が、安心して質の高い福祉・医療サービスを利用することができるよう、事業者に対して、法令基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう指導を行うとともに、サービスの質の向上に向けた育成にも取り組んでいます。

本報告書は、事業者や医療機関における問題の早期発見と自主的な早期改善を促すため、令和5年度に実施した指導検査等の結果をまとめたもので、社会福祉法人、施設等の種別ごとに指摘の多かった事項や、監査等の実施状況や主な処分等事例等を掲載しています。

下記の URL からご覧いただければ幸いです。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/shidoukensahoukokusyo/r5houkokusyo.html>

【 問合せ先 】

東京都 福祉局 指導監査部 指導調整課 指導調整担当 電話: 03-5320-4051

東京都 保健医療局 保健政策部 国民健康保険課 保険医療機関指導担当 電話: 03-5320-4174

○ 新規指定申請は原則、「電子申請・届出システム」での受付になります。

お知らせ

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めています。

新規指定申請については、原則として「電子申請・届出システム」によるオンラインでの受付となります。電子申請にあたってはGビズID、登記情報提供サービス等の事前準備が必要になりますので、新規指定申請を予定されている場合は、東京都福祉局のホームページにて詳細をご確認のうえ、お早めにご準備をお願いします。

※特に新規で法人設立する事業者におかれましては、法人設立後にGビズID、登記情報提供サービスの手続が必要になりますので、余裕を持って準備を進めていただきますようお願いいたします。

<東京都福祉局ホームページ>

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html



(掲載箇所)東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 新規事業者指定手続き・研修について

1 GビズIDについて

・行政サービスにログインするための共通認証システムで、デジタル庁ホームページから申請します。

【デジタル庁ホームページ】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>



・IDの申請は事業者(法人)単位で行っていただきます。

・書類審査は原則1週間以内とされていますが、申請書の提出締切りまでに余裕を持った申請をお願いします。

2 登記情報提供サービスについて

・新規指定申請の添付書類のうち、登記事項証明書の提出では、登記情報提供サービスにより発行される照会番号が記載された電子データをご提出いただくため、**登記情報提供サービスの利用申し込みが必要です。**

・一般社団法人民事法務協会ホームページから申請します。

【一般社団法人民事法務協会ホームページ】 <https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

・「電子申請・届出システム」は以下の URL よりアクセスしてください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



・「電子申請・届出システム」の操作ガイド・マニュアルは以下の URL よりご確認ください。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true



4 お問い合わせ先

・GビズIDに関すること : GビズIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 【受付時間】9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メールでもお問い合わせ可能です。 <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

・登記情報提供サービスに関すること : 一般財団法人 民事法務協会

TEL:0570-020-220 【受付時間】8:30~18:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

Web フォームや FAX でもお問い合わせ可能です。 https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html

・新規指定申請、電子申請・届出システムによる申請に関すること :

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

① 電子申請・届出システムによる申請に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-7270

② 新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-8517

【受付時間】9:30~17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

○「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項を確認ください」

お知らせ

令和6年度介護報酬改定の改定事項のうち、経過措置が令和7年3月31日に終了する事項がございます。特に、一部の居宅サービスにおいて、業務継続計画（BCP）の策定及び身体的拘束の適正化措置を実施していない場合、令和7年4月1日より減算が適用されますので、ご確認の上、ご対応していただきますようお願いいたします。

なお、減算とならないための届出につきましては、国から詳細の連絡があり次第案内いたします。現時点では届出の受付はできませんのでご了承ください。

○業務継続計画未策定減算について

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護保険サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる必要があります。この基準を満たしていない場合は、基本報酬の100分の1が減算となります。

・令和7年4月1日から減算が適用になるサービス（訪問介護以外は予防を含む）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与

○身体拘束廃止未実施減算について

・以下の身体的拘束の適正化のための措置が講じる必要があります。講じられていない場合は基本報酬の100分の1が減算となります。

①身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

③身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること

④介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること

・令和7年4月1日から減算が適用になるサービス（各予防を含む）

短期入所生活介護、短期入所療養介護

○その他経過措置が終了する事項について

・通所系、短期入所系サービスの業務継続計画未策定減算に係る経過措置の終了

※ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行って
いれば、業務継続計画が未策定でも減算適用としない措置の終了

・重要事項の掲示に係る経過措置の終了

等について、以下のHPの「令和7年3月31日に経過措置が終了する事項について」に詳しく載っていますので、ご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/0_kyoutuu/index.html

東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞指定後の届出・手続き・通知等＞0 全サービス
共通



○ <対象事業者様向け> 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業のお手続き

きについて(変更交付申請・マイページ作成)

お知らせ

①変更交付申請について

【対象】すでに交付決定されており、かつ補助額が不足する事業者(増額申請のみ)

交付された補助金で不足しない場合には、変更交付申請は不要です。

【受付期間】2025年1月6日(月)から1月31日(金) 17:30 まで

【申請方法】本事業のマイページから申請(紙申請方式では申請できません。)

詳細は、本事業のポータルサイトに掲載している「東京都居住支援特別手当 変更交付申請手引き」をご確認ください。

なお、新規交付申請を「紙申請方式」で行った事業者は、事前に下記②の手続きが必要です。

申請予定の事業者におかれては、できるだけお早めにご申請ください。また、来年度に行っていただく実績報告では、補助金の追加交付はありません。この変更交付申請の機会において、補助金に不足が生じないよう所要額を適切に見積もってください。

②マイページの作成について

【対象】新規交付申請を「紙申請方式」で行った事業者(該当の事業者には 12 月下旬に本手続きのご案内メールを送付しています。)

新規交付申請を9月からの「マイページ方式」で行った事業者は手続不要 です。

【作成方法】ご案内メールに記載しているほか、本事業のポータルサイトに掲載している「東京都居住支援特別手当マイページ作成手引き(紙方式で交付申請をされた事業者様向け)」をご参照ください。

今後の本事業のお手続き(上記①の変更交付申請のほか、実績報告、次年度以降の新規交付申請等)は、すべてマイページから行っていただきます。お早めにお手続きください。

◆居住支援特別手当ポータルサイト◆

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【事業概要】

- 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

- 月1万円
- 勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には、さらに1万円加算

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○令和6年度介護現場におけるハラスメント対策説明会の実施について

お知らせ

令和6年度介護現場におけるハラスメント対策説明会

～令和5年度版 再配信～

【配信期間】

令和7年2月28日(金)16:00まで

【開催方式】

YouTubeにて動画配信

【内容】

- 「介護現場における利用者・家族等からのハラスメントへの対策」
- 「介護・福祉等の分野における、利用者からのハラスメントとその対応」
東京弁護士会所属 アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏
- 事例報告「ハラスメントのケース対応から社会資源が作出された事例」
三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員 市村 朋子 氏
- パネルディスカッション「ハラスメント対応できる事業所の体制づくり」

<パネラー>

日高 聡 氏（特別養護老人ホーム 芦花ホーム 施設長）
高橋 操 氏（訪問看護ステーション みけ 管理者）
成田 寛一郎 氏（港区立特別養護老人ホーム 白金の森 施設長 ※収録日時点）
市村 朋子 氏（三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員）

<助言者>

弁護士 周 将煥 氏（東京弁護士会所属 アルファパートナーズ法律事務所）

<司会>

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

本説明会の視聴に当たっては、以下の HP より申込みください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

（東京都福祉局 HP）



東京都の実施する介護現場におけるハラスメント対策事業について

東京都では上記の説明会以外にも、管理者等からのオンラインやメールによる法律相談、介護職員からの電話相談や利用者・ご家族様向けリーフレットの作成等を実施しております。

詳細につきましては、以下の HP をご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei//hoken/kaigo_lib/kaigo_harasu.html

（東京都福祉局 HP）

<https://www.tcsv.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

（東京都社会福祉協議会 HP）



令和6年度

介護現場におけるハラスメント対策説明会

～令和5年度版 再配信～

動画配信
期間

令和6年
12月9日 月 10:00～ 開始
令和7年 2月28日 金 16:00

本説明会
について

本説明会では、介護職員の皆様が安心して働き続けられる労働環境の構築及び人材の確保・定着を目指して、介護現場における利用者・家族等からのハラスメントに対し、事業者として取り組むべき対策、先進的な取組を行っている施設の事例等について、ご紹介いたします。
より多くの事業者の方々に視聴いただけるよう、YouTubeによる配信で実施いたします。ぜひ、この機会に視聴いただき、法人や事業所の体制整備等の参考にしていただければ幸いです。

視聴
対象

- ① 都内介護サービス事業所・施設の管理者、職員
- ② ①を運営する法人の職員
- ③ 都内区市町村職員、地域包括支援センター職員等

◆視聴内容・視聴申込については裏面にご案内しています◆

内容に関するお問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当 TEL 03-3268-7192
東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 介護人材担当 TEL 03-5320-4267

【配信期間】令和6年12月9日(月)10:00～令和7年2月28日(金)16:00

介護現場におけるハラスメント対策説明会 ～令和5年度版 再配信～

内容・講師

- 1 「介護現場における利用者・家族等からのハラスメントへの対策」【22分】

介護現場における利用者等からのハラスメント対策の位置づけ、対策の必要性と考え方、施設・事業者が取り組むべきこと、区市町村において期待される役割、東京都の事業など

- 2 「介護・福祉等の分野における、利用者からのハラスメントとその対応」【44分】
東京弁護士会所属 アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 周 将煥 氏

介護現場における利用者等法的観点からの解説、その対応について（事前・途中・事後）
裁判例の紹介など

- 3 「事例報告「ハラスメントのケース対応から社会資源が作出された事例」【14分】
三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員 市村 朋子 氏

個別事例を通して見えた地域課題と圏域でのケア専門交流会、支援者向け専門相談の取組など

- 4 「パネルディスカッション「ハラスメント対応できる事業所の体制づくり」【112分】

【前半】4名の「初」からの実践報告(60分) 【後半】「初」助言者による「初」ディスカッション(54分)

<パネラー> 日高 聡 氏(特別養護老人ホーム 芦花ホーム 施設長)
高橋 操 氏(訪問看護ステーション みけ 管理者)
成田 寛一郎 氏(港区立特別養護老人ホーム 白金の森 施設長 ※)
市村 朋子 氏(三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター 主任介護支援専門員)

<助言者> 弁護士 周 将煥 氏(東京弁護士会所属/アルファパートナーズ法律事務所)

<司 会> 東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

(※収録日時)

視聴申込

本説明会の詳細やお申込みについては、右の二次元コードまたは下記のURLより、「東京都介護サービス情報」内の「介護現場におけるハラスメント対策について」のページをご確認ください。



https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo/lib/kaigo_harasu.html

内容に関するお問い合わせ先

東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当 TEL 03-3268-7192
東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 介護人材担当 TEL 03-5320-4267

【編集兼発行】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395